

高等学校等奨学給付金の申請を希望する家計急変世帯の方へ

愛知県教育委員会高等学校教育課

特例措置として、家計急変により収入が減少し、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯の保護者は対象となる場合があります。令和6年7月1日時点で、高等学校等奨学給付金（奨学給付金）の申請を希望する生徒の世帯が家計急変世帯として申請をする場合の申請条件及び添付書類は以下のとおりです。

ただし、申請年度の課税証明書を所得した結果、県民税・市町村民税所得割が「0円（非課税）」であった場合は、通常申請としてください。

1 申請要件

- ① 就学支援金の受給資格があること
- ② 保護者等が愛知県内に在住していること
- ③ 保護者等全員の申請年度の収入基準が県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯であること

例）4人世帯（父・母・生徒本人・兄）

令和6年度課税証明書を取得したところ、父の扶養に本人及び兄が入っており、母は扶養に入っておらず単身世帯で、父・母ともに非課税ではなく、通常申請では対象外となる場合、父の年収見込額が2,216,000円未満（上記表の3人世帯の額）及び母の年収見込額が1,000,000円未満（上記表の単身世帯の額）であれば、父・母ともに非課税相当とし、支給対象とする。

【参考】	
収入基準（年収見込）	
寡婦又は寡夫世帯	2,042,857円未満
単身世帯	1,000,000円未満
2人世帯	1,700,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

2 添付書類

・家計急変事由を証明する書類

- ① 保護者等が会社勤務の場合（自己の責めに帰することのできない理由による離職 等）
……診断書、離職票、退職証明書 等
- ② 保護者等が法人・個人事業主の場合（負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業した場合（その後90日以上就労困難） 等）
……診断書、廃業届、破産手続開始決定通知書 等
- ③ ①、②以外の場合で、自己の責めに帰することができない場合（被災による就労困難 等）
……診断書、罹災証明書 等

・家計急変前の収入を証明する書類……申請年度の課税証明書

・家計急変後の収入を証明する書類

例 会社作成の給与見込証明書等（会社勤務の場合）

※上記証明書類が提出できない場合に限り、令和6年1月から申請月までの給与明細

税理士、公認会計士又は商工会作成の年収見込証明書類等（法人・個人事業主の場合）

※上記証明書類が提出できない場合に限り、令和6年1月から申請月までの帳簿